

広島県告示第七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年八月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和六年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田八重可部線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
山県郡北広島町大塚字堀越一〇四四七番一六 六地先から 山県郡北広島町大塚字堀越一〇四四七番一六 六地先まで		六・五〇〇 ・一〇	七・一〇〇 〇・八〇	一六・一〇	一六・一〇	拡幅